

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

美里町

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】国・県の動向により対応します。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】国・県の動向により対応します。

② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】国・県の動向により対応します。

③ 第3期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備するように県に要請してください。

【回答】国保財政の運営責任主体である埼玉県の動向により対応します。

④ 国保法77条(保険料の減免)は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

【回答】国・県の動向により対応します。

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】国保財政の運営責任主体である埼玉県の動向により対応します。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】国・県の動向により対応します。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】国・県の動向により対応します。

④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】町の基金には限りがあります。保険税率は県の動向により対応します。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】被保険者の状況を把握し、適正な被保険者証の交付に努めます。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】窓口留置は行っていません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】資格証明書は発行しておりません。

(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。

① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるように要請してください。

【回答】国の動向を注視しながら対応します。

② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6カ月としてください。

【回答】6カ月としています。

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】減免制度につきましては、窓口等において相談者の生活状況や財産状況を詳しく把握したうえで、申請につなげております。

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】軽減制度につきましては、窓口等において相談者の生活状況や財産状況を詳しく把握したうえで、申請につなげております。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】申請の際は、内容を一緒に確認しながら手続きをしていただき、住民の方が不安なく申請できるよう配慮して参ります。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】減免申請書は、町が受理し審査する必要がありますので、減免の申請が必要な際は、役場の窓口にお越しいただくことをお勧めいたします。

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】滞納者と納税相談の中で現状の収支を聞き取り、生活困窮である場合は、生活支援等の部署と連携した対応をしております。

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】法令に基づき対応して参ります。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】法令に基づき対応して参ります。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】法令に基づき対応して参ります。

(9) 傷病手当金制度を拡充してください。

① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】令和5年5月7日までが対象期間となっております。今後国の動向を注視しながら対応して参ります。

② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】今後国の動向を注視しながら対応して参ります。

(10) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委

員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】他市町村の状況を勘案しながら今後検討します。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】住民の意見が十分反映されるよう運営して参ります。

(11) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】無料で実施しています。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】肺がん検診、大腸がん検診は、集団の特定健診と同時に実施しています。

③ 2023年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】40代、前年度国保加入者などを中心に受診勧奨通知を送付します。

④ 個人情報管理に留意してください。

【回答】美里町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適切に管理して参ります。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2022年度(令和4年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】33,961,723円です。

② 高すぎる国保税を引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】令和4年度は、49,898千円の取り崩しを行いました。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】保険者である後期高齢者広域連合と連携して対応して参ります。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】保険者である後期高齢者広域連合と連携して対応して参ります。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】保険者である後期高齢者広域連合と連携して対応して参ります。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】後期高齢者広域連合と連携して取り組んでおります。また町として、人間ドック助成事業、健幸ポイント事業を実施し、高齢者が健康に暮らせるような取り組みを継続して参ります。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】特定健診、がん検診、歯科健診は無料で実施しています。人間ドックについては、費用の一部を助成しています。難聴検査については、近隣市町村の動向により検討します。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】近隣市町村の動向を注視し、対応して参ります。

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】今後の動向を注視し、機会をとらえて要望して参ります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】国及び県で医療人材確保対策を進めておりますので、今後の動向を注視し、機会をとらえて要望して参ります。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】保健センターの人員体制の強化については、動向を注視しながら検討して参ります。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】県の動向を注視しながら、機会をとらえて要望して参ります。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】現在、各施設においての検査は行っておりませんが、今後の実施については、感染状況等の動向を注視しながら検討して参ります。

(4) PCR検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

【回答】県のPCR検査無料化事業は3月末で終了しましたが、今後の実施については、感染状況等の動向を注視しながら検討して参ります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 令和6年度の制度改定にむけて、十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等

サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下げによる利用料2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】年々増加する介護給付費を少なくするための対策の一つです。第1号被保険者の介護保険料の負担を増やさないためにも必要な施策です。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】第1号被保険者の介護保険料は、制度上介護給付費の23%と決まっております。介護給付費の増加を抑えるため、介護予防事業の拡充や適正化事業などに取り組み、負担軽減に努力します。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】法令に基づき対応して参ります。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】現在の制度は、介護を必要とする人が安心して介護が利用できる制度になっています。法令に基づき対応して参ります。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】一昨年8月の改訂では、預貯金等経済的にゆとりのある方の負担が増えました。法令に基づき対応して参ります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】在宅介護の方との公平性を勘案し法令に基づき対応して参ります。

6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】令和5年度は、物価高騰の影響を受けた高齢者・障害者施設等に対し、運営経費の負担を軽減し、サービスの維持を支援することを目的とし補助金を交付します。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】現状では実施の予定はありませんが、国・県の動向を注視して参ります。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的な PCR 検査を実施してください。

【回答】現状では実施の予定はありませんが、国・県の動向を注視して参ります。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】美里町の現状やニーズ調査等を基に行ってまいります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】地域包括支援センターは、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を業務としておりますが、高齢化の進展や生活様式の多様化により相談件数は増加し、内容は複雑化しています。

地域包括支援センターにかかる全国統一の評価指標により、業務の実施状況を把握し、これを踏まえ地域包括支援センター運営協議会等での検討を通じて、適切な人員体制の確保や業務の重点化・効率化を進めることで体制を充実させ、今後団塊世代が75歳となる2025年に対応できるよう地域包括ケアシステムを深化させていきます。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】現状では実施の予定はありませんが、近隣市町村の状況等に注視してまいります。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が 2020 年 3 月 31 日に制定し、現在支援施策が実施されています。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】現在のところ介護保険によるヤングケアラー支援はありませんが、実態把握に努めてまいります。

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】今後、必要に応じ要望して参ります。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】今後、必要に応じ要望して参ります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

【回答】当事者の意見を十分に反映させた計画を策定します。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】地域生活支援拠点等に必要な5つの機能のうち、優先順位の高い「緊急時の受け入れ・対応」と「体験の機会・場」の機能をまず整え、令和6年1月に設置を予定しています。児玉郡市障害者基幹相談支援センターを中核としながら、地域と連携・協同し、段階的に機能の拡充を進めていく予定です。

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】予算化はしておりません。

- (3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム、在住する障害者の数を把握しております。地域における居住の場としてのグループホームの需要の拡大を見込み、障害者福祉計画を作成しております。

- (4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】民生委員による見守り支援などを通じて、課題や問題を抱えている高齢者世帯の実態把握に努めております。福祉担当だけでなく、介護担当、包括支援担当との連携を密にし、緊急時の対応に努めて参ります。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

【回答】今後、必要に応じ、国や県へ要望するとともに、具体策を検討して参ります。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】県要綱に基づいて実施しているため、所得制限、年齢制限を撤廃することは考えておりません。

- (2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】県要綱に基づいて実施しているため、対象拡大等につきましては、埼玉県へ働きかけて参ります。

- (3) 二次障害（※）を単なる重度化にとらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】二次障害の実態を把握したうえで、医療機関への啓発を検討して参ります。

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

- ①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】実施しております。

- ②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】利用されている方で、全ての時間を利用されている方はおりません。

- ③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】町では成人障害者への利用料の町単補助を行っております。

(2) 福祉タクシー事業

- ①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】配布枚数につきましては、令和2年4月より24枚を28枚とし、1回の乗車で1枚から2枚の利用可能となりました。100円券の補助については、実施する予定ございません。

- ②福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】ガソリン代支給制度につきましては、令和元年4月1日から視覚障害の介助者へも対象を拡大しております。所得制限や年齢制限を導入することは検討しておりません。

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】 児玉郡市で足並みを揃えて検討して参ります。

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】 避難の際に自力では困難な、支援を必要とする等、真に避難支援が必要なかたに対して名簿登載をして参ります。

各避難所ではバリアフリー対応としたスロープの整備を終えております。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】 行政と施設側で連携したうえでの避難のあり方、受入の内容等を検討して参ります。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】 長期的に避難生活となるかたには、避難状況に応じて物資の供給を呼びかけ、供給場所や方法を分ける等の対応をして参ります。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】 個人情報保護に照らし合わせ、開示の同意を得たかたを関係機関に開示し、支援の輪を広げて参りたいと思います。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】 同時発生時は町の災害対策本部で対応します。

保健衛生、感染症対策については地域防災計画で計画してありますよう、保健所と連携のうえ実施して参ります。

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】 国・県の動向を注視して参ります。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】 国・県の動向を注視して参ります。

(3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】 希望の医療機関でワクチン接種ができるように対応しております。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【回答】 対策を実施して参ります。

8. 難病の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】 現在、町として、難病患者を積極的に雇用する制度がない状況です。

職員募集に当たって、難病という枠にこだわることなく、意欲と能力のある方を採用しています。また、現職の職員において難病患者であるのかにつきましては、把握していません。

把握していない理由としては、現状の仕組みであり、個人の方が職場に対して配慮を求めているのかも不明です。今後の国・県等の状況を注視していきます。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】 潜在的な待機児童を含め、待機児童はおりません。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 4月1日現在、各園の受入れ状況は定員内に収まっています。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をす

すめてください。

【回答】待機児童はおりませんので、保育所の増設は考えておりません。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】必要があった場合に、保育所と協議の上対応してまいります。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】現在町内に認可外保育施設はございません。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】コロナ禍において、各保育所では、全国保育園保健師看護師連絡会が作成しているガイドブック等を参考にして、必要なコロナ対策を施しながら、保育士や面積などの基準に基づき、適切に保育を実施しております。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】町単費の民間保育所運営費補助金を交付しており、各保育所において柔軟に活用していただいています。なお、令和3年度2月からは、保育士等処遇改善臨時特例事業も実施しております。

町内各保育所は民間保育施設であり、保育士等の確保は事業者で行っております。現場において必要な保育士が確保されるよう、協力できる部分について考えてまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

- (1) 0歳～2歳児の保育料を軽減してください。

【回答】町独自で多子世帯の保育料について、第2子半額補助、第3子以降全額補助しております。国の施策を注視しながら研究してまいります。

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【回答】美里町は国制度に基づく実費徴収の補足給付を実施しております。

また、町独自で多子世帯の副食費について、第2子半額補助、第3子以降全額補助しております。国の施策を注視しながら研究してまいります。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】指導監督基準を満たさない認可外保育施設があった場合、助言・指導等適切に対応してまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】育児休業取得中の継続利用は実施しております。

【学 童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】既存の学童クラブは支援単位や必要面積の基準は満たしております。待機児童はありません。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員(放課後児童支援員)の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町(63市町村中68.3%)、「キャリアアップ事業」で30市町(同47.6%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業は実施しております。放課後児童支援員等処遇改善等事業については、学童クラブに説明してまいります。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」) 立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】 公立公営施設はございません。

【子ども・子育て支援について】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

- (1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年(2022年)10月から実施されました。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】 対象年齢を18歳の年度末までとし、県下現物給付により実施しております。

- (2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】 対象年齢を18歳の年度末までとして現物給付を実施しております。

- (3) 国に対して、財政支援と制度の拡充(年齢の引き上げの法制化)を要請してください。

【回答】 他市町村と一緒に考えていきたいと思えます。

- (4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】 他市町村と一緒に考えていきたいと思えます。

- (5) 政府は、子ども医療費無償化を18歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になります。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

【回答】 他市町村と一緒に考えていきたいと思えます。

10. 子育て支援を拡大してください。

- (1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】 他市町村と一緒に考えていきたいと思えます。

- (2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】 野菜等については、可能な限り地元産のものを使用するように努めています。また、給食費の無償化については、令和3年度から実施しています。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家

のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】実施機関ではないので回答できませんが、窓口でのご相談については、対象者により添った対応に努めてまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】実施機関ではないので回答できません。

3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】実施機関ではないので回答できません。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】実施機関ではないので回答できません。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】実施機関ではないので回答できません。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】実施機関ではないので回答できません。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【回答】実施機関ではないので回答できません。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】実施機関ではないので回答できません。